

厚生労働大臣が定める掲示事項

《令和 6年 12月 1日 現在》

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院では、急性期一般入院料1を届け出ており、入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者25人に対し1人以上の看護補助者を配置しております。なお、各病棟の時間帯毎の配置は以下の通りです。

8-1病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は4人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は9人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は13人以内
8-2病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は3人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は7人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は7人以内
9-1病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は4人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は9人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は9人以内
9-2病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は3人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は8人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は8人以内
10-1病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は5人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は12人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は12人以内
11-1病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は4人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は10人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は14人以内
11-2病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は4人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は10人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は13人以内
12-1病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は4人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は12人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は12人以内
12-2病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は4人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は11人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は12人以内
13-2病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は3人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は9人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は8人以内
14病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は3人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は10人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は10人以内
救命後方 病棟	朝8:30～夕方16:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は3人以内
	夕方16:30～深夜0:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は7人以内
	深夜0:30～朝8:30	看護職員1人あたり受け持ち患者数は7人以内

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4. DPC対象病院について

当院は、入院医療費を患者さんの病名や診療内容に応じた包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」に認定されています。
医療機関別係数：1.5640（基礎係数：1.0718+機能評価係数Ⅰ：0.3875+機能評価係数Ⅱ：0.0860）

5. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

6. 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

(1) 入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。
療養のための食事は、管理栄養士等の管理の下に適時適温で提供しております（食事の時間：朝食8時、昼食12時15分、夕食18時30分）。

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

別紙「施設基準等一覧」をご参照ください。

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

別紙「施設基準等一覧」をご参照ください。

(4) 先進医療に係る届出（下記金額に保険診療にかかる費用は含まれていません。）

内視鏡的異所切除術	1回につき	207,000円	（非課税）
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	1回につき	52,560円	（非課税）
子宮内膜擦過術	1回につき	15,200円	（非課税）
内視鏡的憩室隔壁切除術	1回につき	70,416円	（非課税）
子宮内フローラ（細菌叢）検査	1回につき	51,700円	（非課税）

7. 保険外負担に関する事項

(1) 診断書・証明書等に係る費用

診断書等の交付にあたっては次に掲げる額をご負担いただきます。 ※法令に基づき無料で交付すべきものを除く。

生命保険、自動車損害賠償責任保険、傷害保険及び簡易保険に関する診断書	1通につき	7,700円	（税込）
その他記載事項が上記の診断書に類するもの（各種年金及び障害年金等に関する診断書）	1通につき	5,500円	（税込）
医師の診断を必要とする診断書	1通につき	2,750円	（税込）
その他の証明書（支払証明書等）	1通につき	1,100円	（税込）
障害補償給付支給請求書	1通につき	4,000円	（非課税）
休業補償補償給付請求書	1通につき	2,000円	（非課税）

(2) その他主な保険外負担に係る費用

セカンドオピニオン基本料		33,000円	（税込）
医師面談料（保険会社等）		6,640円	（税込）
医師面談料（家族等）	60分まで	7,700円	（税込）
医師面談料（家族等）	追加30分毎	3,850円	（税込）
X線フィルムコピー料金	1枚につき	1,320円	（税込）
X線フィルムDVD料金	1枚につき	310円	（税込）

(3) その他保険外負担に係る費用

別紙「公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 自費料金一覧表」をご参照ください。

8. 選定療養に関する事項

(1) 特別療養環境の提供

健康保険の入院料算定基準と同様に、入院日・退院日をそれぞれ1日として計算します。

区分	部屋数	1日料金 (税込)	面積	主な付帯設備
一人室A	3床	41,800円	42.6㎡	浴室(バスタブ付)、トイレ(ウォシュレット)、テレビ、DVD、キッチン、冷蔵庫、電子レンジ、ソファ、院内公衆無線LAN (Free Wi-Fi)
一人室B	3床	27,500円	28.4㎡	浴室(バスタブ付)、トイレ(ウォシュレット)、テレビ、DVD、冷蔵庫、ソファ、院内公衆無線LAN (Free Wi-Fi)
一人室C	11床	20,900円	21.8㎡	シャワー、トイレ(ウォシュレット)、テレビ、1人用ソファ、冷蔵庫、院内公衆無線LAN (Free Wi-Fi)
一人室D	44床	16,500円	17.4㎡	シャワー、トイレ(ウォシュレット)、テレビ、冷蔵庫、院内公衆無線LAN (Free Wi-Fi)
一人室E	7床	12,100円	17.2㎡	トイレ(ウォシュレット)、テレビ、冷蔵庫、院内公衆無線LAN (Free Wi-Fi)

(2) 医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療

患者さんのご都合により、医科点数表に規定する回数等を超えて受けた診療について、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

α-フェトプロテイン (AFP)	1,070円	(税込)
癌胎児性抗原 (CEA)	1,080円	(税込)
前立腺特異抗原 (PSA)	1,330円	(税込)
CA19-9	1,330円	(税込)

(3) 白内障患者に対する水晶体再建委使用する眼鏡装用率の軽減効果をもつ多焦点眼内レンズ

当院は、厚生労働大臣の定めによる白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点レンズの支給を行う医療機関です。

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

三焦点乱視矯正あり	320,000円	(税込)
三焦点乱視矯正なし	290,000円	(税込)
二焦点乱視矯正あり	240,000円	(税込)
二焦点乱視矯正なし	210,000円	(税込)

(4) 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結等

令和6年6月1日より、医療上必要があると認められない患者さんのご都合による精子凍結・融解を行う場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

医療上必要があると認められない、患者さんのご都合による精子凍結・融解	16,500円	(税込)
------------------------------------	---------	------

(5) 初診・再診に係る費用の徴収

① 特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院の初診について

他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんについては、保険診療の自己負担のほかに選定療養として7,700円(歯科:5,500円)を負担していただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合は、自己負担はありません。	医科	7,700円	(税込)
	歯科	5,500円	(税込)

② 特定機能病院、地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関の再診について

病状が安定している等で他の医療機関に紹介することが適当と認められ、他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合については選定療養として、3,300円(歯科:2,090円)を受診毎にご負担いただきます。	医科	3,300円	(税込)
	歯科	2,090円	(税込)

厚生労働大臣が定める揭示事項

《令和 6年 12月 1日 現在》

(6) 入院期間が180日を超える入院に関する事項（一般病棟のみ）

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養となり、1日につき2,720円（税込）は特定療養費として患者さんの負担になります。

ただし、180日を超えて入院されている患者さんであっても、15歳未満に患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適応されます。

9. 患者相談窓口について

当院では、「患者相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、病気に関するいろいろな相談事、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。

10. 栄養サポートチームによる診療について

当院では、栄養状態の悪い患者さんに対して、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士など、様々な職種のメンバーにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組んでいます。

11. 医薬品の処方について

(1) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に使用しています。また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応を行います。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師へおたずねください。

(2) 一般名処方について

当院では、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師へおたずねください。

(3) バイオ後続品（バイオシミラー）について

当院では、バイオ後続品（バイオシミラー）の使用に積極的に取り組んでいます。

(4) 長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

後発医薬品のある医薬品で、先発品(長期収載品)での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され、特別の料金が発生する場合があります。

12. 医療情報の取得について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

また、患者さんの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

13. 医療DX推進体制整備加算について

当院では、医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っています。

- ・オンライン資格システム等により取得した医療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナンバーカードを保険証利用するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

14. 歯科外来診療の院内感染防止対策

当院では、歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に院内感染に係る院内研修等の実地をしています。

15. 歯科診療に係る医療安全対策

当院は、関東信越厚生局長に届け出た保険医療機関であり以下の条件を備えています。

- (1) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が2名配置されている。
- (2) 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されている。
- (3) 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している。
 - ・自動体外式除細動器（AED）
 - ・経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
 - ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
 - ・血圧計
 - ・救急蘇生セット
- (4) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、当院救命救急科と事前の連携体制が確保されている。
- (5) 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備している。

厚生労働大臣が定める揭示事項

《令和 6年 12月 1日 現在》

16. 院内トリアージの実施について

当院では、救急で受診される患者さんに対し院内トリアージを行っています。

トリアージでは、患者さんの症状に従って、病気の緊急度を決定し、診療の優先順位付けを行います。来院順に診療する体制と異なり、緊急度の高い患者さんを優先的に診療することがあり、場合によっては、後から来院した患者さんを先に診療することがあります。ご理解ご協力をお願いいたします。

17. 外来腫瘍化学療法診療料・連携充実加算について

当院では、外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが、安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

- ・ 医師、看護師を院内に常時配置し、患者さんからの電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・ 緊急時に患者さんが入院できる体制を確保しています。
- ・ 化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期開催しています。この委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師、業務に携わる看護師、薬剤師、管理栄養士、事務員で構成されています。
- ・ 勤務情報に係る文書の提出があった場合、就労と療養の両立に必要な情報の提供、またその後の勤務環境の変化を踏まえた療養上必要な指導を行うことが可能です。
- ・ 他の医療機関及び保険薬局との連携として、当院で実施される化学療法のレジメンを薬剤部ホームページに掲載したうえで、他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備しています。

18. ハイリスク分娩等管理加算

当院では、関東信越厚生局長へハイリスク分娩等管理加算の届出を行っています。

- ・ 分娩件数（令和 5年1月～12月）：1,009件
- ・ 従事医師数及び助産師数：医師10人、助産師16人

19. 医科点数表第 2 章第 1 0 部手術通則第 5 号及び第 6 号並びに歯科点数表第 2 章第 9 部手術通則第 4 号に掲げる手術

別紙「施設基準等一覧」をご参照ください。